

国民健康保険証の 更新について

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、9月30日までです。新しい保険証を郵送しますが、10月1日を過ぎても届かないときは、ご連絡ください。

また、修学、出張等で別に保険証が必要な世帯は、新しい保険証、印鑑を持って申請にお越しください。詳しくは住民課保険年金係にお問い合わせください。

問合せ先
住民課 保険年金係

TEL 820-5604

(住民課)

国民健康保険食事療養 標準負担額減額認定の 申請について

住民税非課税世帯の人は、入院時の食事費用の自己負担が減額されます。そのため、「国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証

が必要ですので、住民課まで申請にお越しください。なお、入院期間が90日を越える場合はさらに減額されます。

持参するもの

保険証、印鑑、入院期間を証明するもの

入院時食事負担額（1日当たり）		
一	般	780円
住民税 非課税世帯	90日までの入院	650円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	500円

問合せ先

住民課 保険年金係

TEL 820-5604

(住民課)

限度額適用・ 標準負担額減額認定証 の申請について

国保高齢受給者証をお持ちの方、又は老人医療受給

ごぞんじですか？ くわしい年金知識

国民年金保険料を納め忘れていませんか

社会保険事務所では国民年金保険料を納め忘れていない人に、納付についての確認の電話をしております。あわせて、国民年金推進員が身分証明書を携帯して、直接皆さまのお宅にお伺いし、国民年金制度のご案内、届出の相談や保険料の納付をお願いしています。

自分のため、家族のためにも忘れず期限までに納めましょう。

【半額免除が承認された皆さまへ】

半額免除は、保険料の半額(月額6,790円)を納めて、はじめて残り半額が免除となります。たとえ半額免除の承認を受けていても、半額の保険料を納めずそのままにしておくとその期間は未納と同じ扱いになってしまいます。納め忘れのないようご注意ください。

お手持ちの納付書を確認し、納め忘れのある方は、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、社会保険事務所等でお納めください。

問合せ先

南社会保険事務所 253-7710
住民課保険年金係 820-5604

(住民課)

者でその世帯が非課税世帯に該当される方は、入院したとき「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、別表のとおり入院時自己負担限度額と食事代が減額されます。認定証が必要な方は、申請により交付しますので住民課までお越しください。

(別表)

適用区分	所得区分	入院時限度額	入院時食事代(1日当り)
区分Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の所得が90万円(ただし、年金収入のみ65万円以下の世帯)	15,000円	300円
区分Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税の方	24,600円	650円 (90日を超える入院の場合500円)
認定証を病院で提示しなかった場合または課税世帯の方		40,200円	780円

(※世帯とは、住民基本台帳法による世帯)

恩給欠格者、引揚者の皆さま

旧軍人で恩給欠格者の方(該当する者の遺族の方を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げられた方に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

独立行政法人
平和祈念事業特別基金

TEL 0120-234-933

ホームページアドレス

http://www.heiwa.go.jp

TEL 820-5604 (住民課)